

国民年金保険料の納付は便利な
口座振替をご利用ください

お知らせ

国民年金保険料納付は、郵便局や金融機関の窓口のほか、コンビニも利用できますが、納め忘れがなく、確実な口座振替やクレジットカード納付が便利です。

口座振替を希望される方は、下記の5種類からいずれかを選んでお申し込みができます。(1)～(4)の振替方法で申し込みをされた場合は、国民年金前納割引制度による各種割引の対象となります。

- (1) 2年前納(4月～翌々年3月分)
- (2) 1年前納(4月～翌年3月分)
- (3) 6か月前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)
- (4) 当月末振替(早割) ※本来の納付期限よりも1か月早く口座より振替する方法です。
- (5) 翌月末振替 ※保険料の割引はありません。※保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。※割引金額は、(1)～(4)で異なります。



お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717
※お問い合わせの際は、お手元に基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご用意ください。
町民課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

犬・猫の飼い方について

生き物を飼うことに責任を持ち、適切に飼いましょう。犬猫の繁殖効率はとても高いです。今以上に飼うことができない場合は、不妊去勢手術をして安心できる飼育をしませんか。飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費補助金もありますのでご活用ください。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎22-3119

教育振興基本計画案の意見公募

募集

「次期四万十町教育振興基本計画」(案)の意見公募を実施します。皆さまのご意見を募集します。

- 閲覧期間 7月10日(水)～7月31日(水)
- 閲覧場所 (1)役場本庁西庁舎1階閲覧所
(2)大正地域振興局1階閲覧所
(3)十和地域振興局1階閲覧所
(4)興津出張所閲覧所

お問い合わせ先 学校教育課 ☎22-2594

人権擁護委員制度を
ご存じですか

お知らせ

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。「人権」とは「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や役場といった公共施設などにおいて、家庭や職場内における問題、パワハラ、セクハラ、DV、いじめ、女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の誹謗中傷などの人権問題に関するあらゆる相談をお受けします。相談は無料で秘密厳守となっていますので、一人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。

四万十町の人権擁護委員の方々を紹介します。
【窪川地域】岡本 則子さん、中津 吉弘さん、樋口 寛さん、吉村 和子さん
【大正地域】芝 たがさん、吉本 江利さん
【十和地域】伊賀 修さん、山中 弘子さん

お問い合わせ先 町民課 ☎22-3117

個人町・県民税の納税通知書を
発送します

お知らせ

令和6年度の個人町・県民税納税通知書を6月10日(月)に発送します。

- 納期限 1期 7月1日(月)
- 2期 9月2日(月)
- 3期 10月31日(木)
- 4期 12月25日(水)

納期限までに納付をお願いします。

お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

防災連載企画 No.3

能登半島地震からの警告! 「地震火災の恐ろしさ!」

観光名所でもあった石川県輪島市の「輪島市朝市通り」では、能登半島地震による火災で、約300棟の建物が焼失しました。この火災の原因として指摘されているのが、「電気配線の損傷」によるもので、南海トラフ地震が発生した際にも、同様の事態が懸念されています。

■地震火災の3つの発生原因■

- 1 電気配線が切れる
- 2 ストープなどとの接触
- 3 通電火災

■地震火災による被害想定(南海トラフ地震の場合)■

死者:約10名 家屋焼失:約100棟



身の安全を確保できたら

地震火災を防ぐために

避難する前に必ずブレーカーを落とす

OFF 停電が復旧した際、通電火災などの可能性がありますので、避難する際は、必ず**自宅のブレーカーを落として避難するようにしてください!**

感震ブレーカーの設置

感震ブレーカーは、一定の揺れを感知した際に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める機器です。様々なタイプのものがあります。

【お問い合わせ先】 危機管理課 ☎22-3280

次回 「知っているようで知らない液状化の危険性!」

四万十町過疎地域持続的発展計画の変更(案)に関する意見公募を実施します

募集

本町では、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、持続可能な地域社会の形成および地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取組について定めた「四万十町過疎地域持続的発展計画」を策定しています。このたび、計画の変更を行いますので、町民の皆さまからのご意見を募集します。

●案件名 四万十町過疎地域持続的発展計画の変更について

●公募期間 6月14日(金)～7月4日(木)

●資料の閲覧方法

(1) 閲覧所での閲覧

①役場本庁西庁舎1階閲覧所、②大正地域振興局1階閲覧所、③十和地域振興局1階閲覧所、④興津出張所閲覧所

(2) 町ホームページでの閲覧

<https://www.town.shimanto.lg.jp/pubcom/detail.php?hdkKey=10687>



●提出方法

(1) 意見箱による投函

(2) 郵送の場合 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17 四万十町役場 企画課宛

(3) FAXの場合 0880-22-3123

(4) 直接提出する場合 役場企画課へお越しください。

(5) 電子メールの場合 103080@town.shimanto.lg.jp

お問い合わせ先 企画課 ☎22-3124